

熊本県公報

第 1 1 4 9 6 号
平成 18 年 12 月 22 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○ 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	(情報企画課) 1
○ 熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害者支援総室) 2
告 示	
○ 保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 6
○ 海岸保全区域の指定	(河川課) 6
○ 海岸保全区域の廃止	(") 7
○ 熊本県身体障害者福祉法施行細則第 3 条に基づく身体障害者手帳診断書・意見書の様式の一部改正	(障害者支援総室) 7
公 告	
○ 開発行為工事完了	(建築課) 17
○ 特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 17
○ " " " " " "	(") 17
○ " " " " " "	(") 17
○ 県営土地改良事業計画変更の決定	(農村計画・技術管理課) 18
○ 熊本都市計画地区計画の変更	(都市計画課) 18
○ 大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 18
○ 県営土地改良事業計画変更の決定	(農村計画・技術管理課) 18
○ " " " " " "	(") 19
○ 換地計画の決定及び公告・縦覧	(農村整備課) 19
訓 令	
○ 熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令	(情報企画課) 19
登 載 依 頼	
○ 熊本県人事委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程	(人事委員会事務局) 20
○ 熊本県議会事務局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程	(議会事務局) 21
○ 熊本県労働委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程	(労働委員会事務局) 21
○ 道路交通法に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間の一部改正	(警察本部運転免許課) 21
○ 熊本県道路公社告示第 1 号松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札に参加する資格等	(熊本県道路公社総務課) 21
○ 熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程	(企業局総務課) 22

規 則

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 78 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則(平成 16 年熊本県規則第 1 号)の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式(注)1 中「また、更新は既存の電子証明書の有効期間満了日の 3 か月前から可能です。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 79 号

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 16 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条の見出しを「身体障害者生活訓練等事業等開始届等」に改め、同条第 1 項中「身体障害者相談支援事業等開始（変更）届出書」を「身体障害者生活訓練等事業等開始（変更）届出書」に改め、同条第 2 項中「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届出書」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届出書」に改める。
第 9 条中の見出しを「身体障害者社会参加支援施設台帳等」に改め、同条中「第 27 条」を「第 28 条」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第 1 号中「更生援護施設台帳」を「身体障害者社会参加支援施設台帳」に改める。
別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条、第5条関係)

身体障害者手帳(変更・返還)届書

届出日 年 月 日

熊本県知事 様

居住地 _____

(届出者)

氏名 _____

下記のとおり届け出ます。

(届出事由) 該当する項目を○で囲んでください。

3 居住地変更	31 本人居住地変更(管轄内)	32 本人・保護者居住地変更(管轄内)
	33 本人居住地変更(管轄外)	34 本人・保護者居住地変更(管轄外)
	35 転入(県外・熊本市から)・・・手帳の写しを添付のこと	
	36 現住所のみの変更(管轄市町村不変)	37 管轄市町村変更
4 内容変更	41 本人氏名変更 42 保護者内容変更 43 その他()	
5 返 還	51 死亡 52 その他()	
6 転 出	61 転出(県外・熊本市へ)	

(変更内容)新欄は変更分のみを記入してください。

		新	旧
本 人	氏名(フリガナ)		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	性 別	1 男 2 女	
	住 所		
	本 籍		
	電 話 番 号	— —	— —
	管 轄 市 町 村 入 所 施 設 名		
保 護 者	氏名(フリガナ)		
	住 所		
	電 話 番 号	— —	— —
	続 柄		
保護者となった日		年 月 日	年 月 日
変更・返還年月日		年 月 日	

(手帳交付番号等)

手 帳 番 号	J R 割引	等級	交 付 年 月 日	再 交 付 年 月 日
()都道府県・市 第 号	種	級	年 月 日	年 月 日

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

(福祉事務所・町村) 長

上記のとおり届出がありましたので進達します。

福祉事務所・ 町村受付印	熊本県 受付印

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第5条関係) 身体障害者手帳(交付・再交付)申請書

申請日 年 月 日

熊本県知事 様

写 真

(申請者) 居住地 _____
氏 名 _____ 印

4cm×3cm

下記のとおり申請します。

(申請事由) 該当する項目を○で囲んでください。

1 新規	11 新規交付
2 再交付	21障害程度変更 22障害名変更 23障害追加 24破損 25紛失 26 その他() 27 再認定

(本人氏名・居住地等)

フリガナ 氏 名		性 別 1 男 2 女	生 年 月 日	年 月 日	
居住地			本籍 都道府県		
電話番号			— —		

(保護者氏名・居住地等)

本人が15歳未満の児童の場合のみ記入してください。

フリガナ 氏 名		保護者と なった日	年 月 日	
続柄	居住地			
電話番号			— —	

(既手帳交付内容等)

手 帳 番 号	J R 割引	等級	交 付 年 月 日	再 交 付 年 月 日
()都道府県・市 第 号	種	級	年 月 日	年 月 日
障害名			再 認 定	
			0無し 1有期 2将来 3術後 年 月	
療育手帳番号	第 号	入 所 施 設		
管轄市町村				福祉事務所・ 町村受付印
管理番号				熊本県 受付印

備考 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 11 号様式（表）中「身体障害者相談支援事業等開始（変更）届出書」を「身体障害者生活訓練等事業等開始（変更）届出書」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同様式（裏）中「身体障害者相談支援事業等開始（変更）届出書記載要領」を「身体障害者生活訓練等事業等開始（変更）届出書記載要領」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に、「第 20 条の 2 第 2 項」を「第 13 条第 2 項」に改める。

別記第 12 号様式中「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届出書」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届出書」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

別記第 13 号様式（表）中「更生援護施設台帳」を「身体障害者社会参加支援施設台帳」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県身体障害者福祉法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の熊本県身体障害者福祉法施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第 1288 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字丸山 1593 の 1、1593 の 2、1594 の 1、1594 の 7
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸山 1593 の 1・1593 の 2・1594 の 1・1594 の 7（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1289 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり海岸保全区域を指定する。なお、図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県天草地域振興局土木部に縦覧に供する。

当該区域は海岸法第 5 条第 2 項の規定に基づき、上天草市長が管理を行う。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

沿岸名	海岸名	事 項	説 明
有明海	1 号永浦	区域の変更	起点 上天草市松島町合津 6716-2 番地先 終点 上天草市松島町合津 6428-3 番に隣接する道路地先 延長 572 メートル
		基点の位置	基点 合津 6716-2 番地の海側西端を基点とする。 点 1 号 基点から N144 度 18 分 46.8 秒の方向へ 139 メートルの点 点 2 号 点 1 号から N25 度の方向へ 5 メートルの点 点 3 号 点 2 号から N140 度の方向へ 14 メートルの点 点 4 号 点 3 号から N235 度の方向へ 16 メートルの点 点 5 号 点 4 号から N170 度の方向へ 16 メートルの点 点 6 号 点 5 号から N190 度の方向へ 21 メートルの点 点 7 号 点 6 号から N100 度の方向へ 16 メートルの点

		点 8 号 点 7 号から N190 度の方向へ 40 メートルの点 点 9 号 点 8 号から N195 度の方向へ 25 メートルの点 点 10 号 点 9 号から N180 度の方向へ 28 メートルの点 点 11 号 点 10 号から N201 度の方向へ 55 メートルの点 点 12 号 点 11 号から N293 度の方向へ 8 メートルの点 点 13 号 点 12 号から N204 度の方向へ 27 メートルの点 点 14 号 点 13 号から N129 度の方向へ 19 メートルの点 点 15 号 点 14 号から N70 度の方向へ 40 メートルの点 点 16 号 点 15 号から N49 度の方向へ 43 メートルの点 点 17 号 点 16 号から N128 度の方向へ 136 メートルの点 点 18 号 点 17 号から N213 度の方向へ 15 メートルの点 イ点 点 1 号から N230 度の方向へ 30 メートルの点 ロ点 点 13 号から N260 度の方向へ 25 メートルの点 ハ点 点 14 号から N180 度の方向へ 25 メートルの点 ニ点 点 16 号から N185 度の方向へ 45 メートルの点 ホ点 点 18 号から N270 度の方向へ 35 メートルの点
	陸域幅境界	点 1 号から点 18 号までの各点を順次直線で結んだ線
	水域幅境界	イ点からホ点までの各点を順次直線で結んだ線
	陸域幅	0 メートル ～ 38 メートル
	水域幅	0 メートル ～ 43 メートル
	保全区域	陸域側境界線と水域側境界線に挟まれた区域
	区域幅	11 メートル ～ 47 メートル
	区域面積	水域面積 3,907.30 平方メートル 陸域面積 11,128.01 平方メートル

熊本県告示第 1290 号

昭和 33 年 5 月 30 日熊本県告示第 334 号（海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定）のうち、有明の 1 号永浦の項を削る。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 1291 号

平成 7 年 10 月 19 日熊本県告示第 806 号の 3（熊本県身体障害者福祉法施行細則第 3 条に基づく身体障害者手帳診断書・意見書の様式）の一部を次のように改正し、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

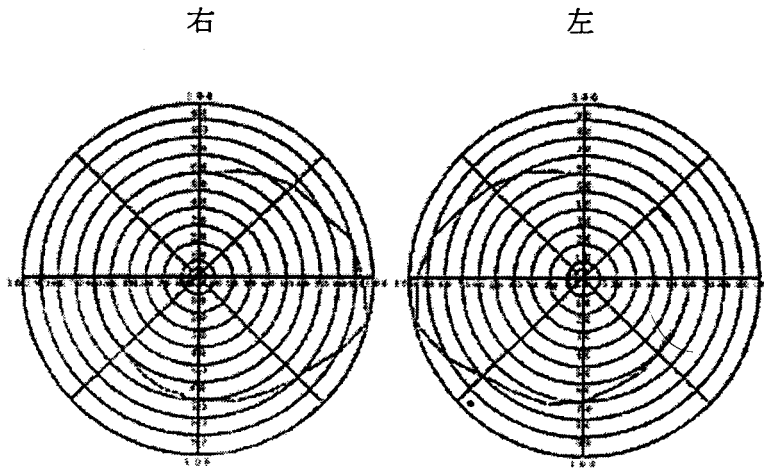
「視覚障害の状況及び所見」、「肢体不自由の状況及び所見」、「心臓の機能障害の状況及び所見（18 歳以上用）」、「心臓の機能障害の状況及び所見（18 歳未満用）」、「じん臓の機能障害の状況及び所見」及び「呼吸器の機能障害の状況及び所見」の様式を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

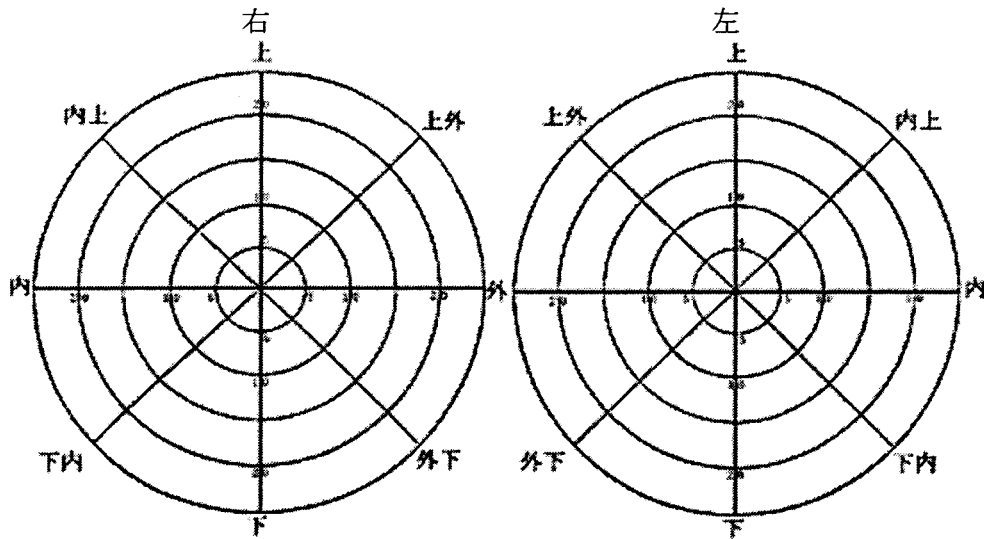
	裸 眼	矯 正
右	(× DCyl DAx)	
左	(× DCyl DAx)	

2 視 野 (視標 I/4) 視野狭窄の別 ①求心性 ②同側半盲 ③交叉半盲
④その他 ()



視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

3 中心視野 (視標 I/2)



右	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (①÷560×100)	% (100-②)

左	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (④÷560×100)	% (100-⑤)

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

両眼の損失率
%

注)

視能率を測定するのは、求心性視野狭窄により両眼の中心視野がそれぞれ I/2 の視標で 10 度以内の場合です。(輪状暗点があるものについて、中心の残存視野がそれぞれ I/2 の視標で 10 度以内のものも含む)

4 現 症

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		

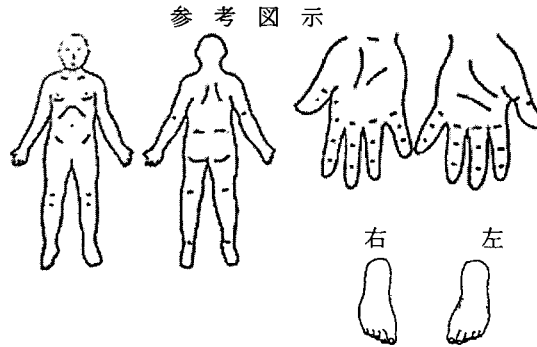
肢体不自由の状況及び所見

1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入)

- (1) 感覚障害(下記図示)：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- (2) 運動障害(下記図示)：なし・し緩性麻痺^び・けい性麻痺^び・固縮^び・不随意運動^び・しんせん^び・運動失調^び・その他
- (3) 起因部位：脳^{せき}・脊髄^{しょう}・末梢神経^{しょう}・筋肉^{しょう}・骨関節^{しょう}・その他
- (4) 排尿・排便機能障害：なし・あり
- (5) 形態異常：なし・あり

2 計測

右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力Kg	



計測法：

上肢長：肩峰→^{とう}橈骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘 → ^{けい}(脛骨)内果 × 変形 切離断 感覚障害 運動障害

上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児 等の場合は別記)

下腿周径：最大周径

3 歩行能力 正常に可能： m歩行可能：歩行不能

4 起立位 正常に可能： 分間以上困難：片脚での起立位保持(可・不可)

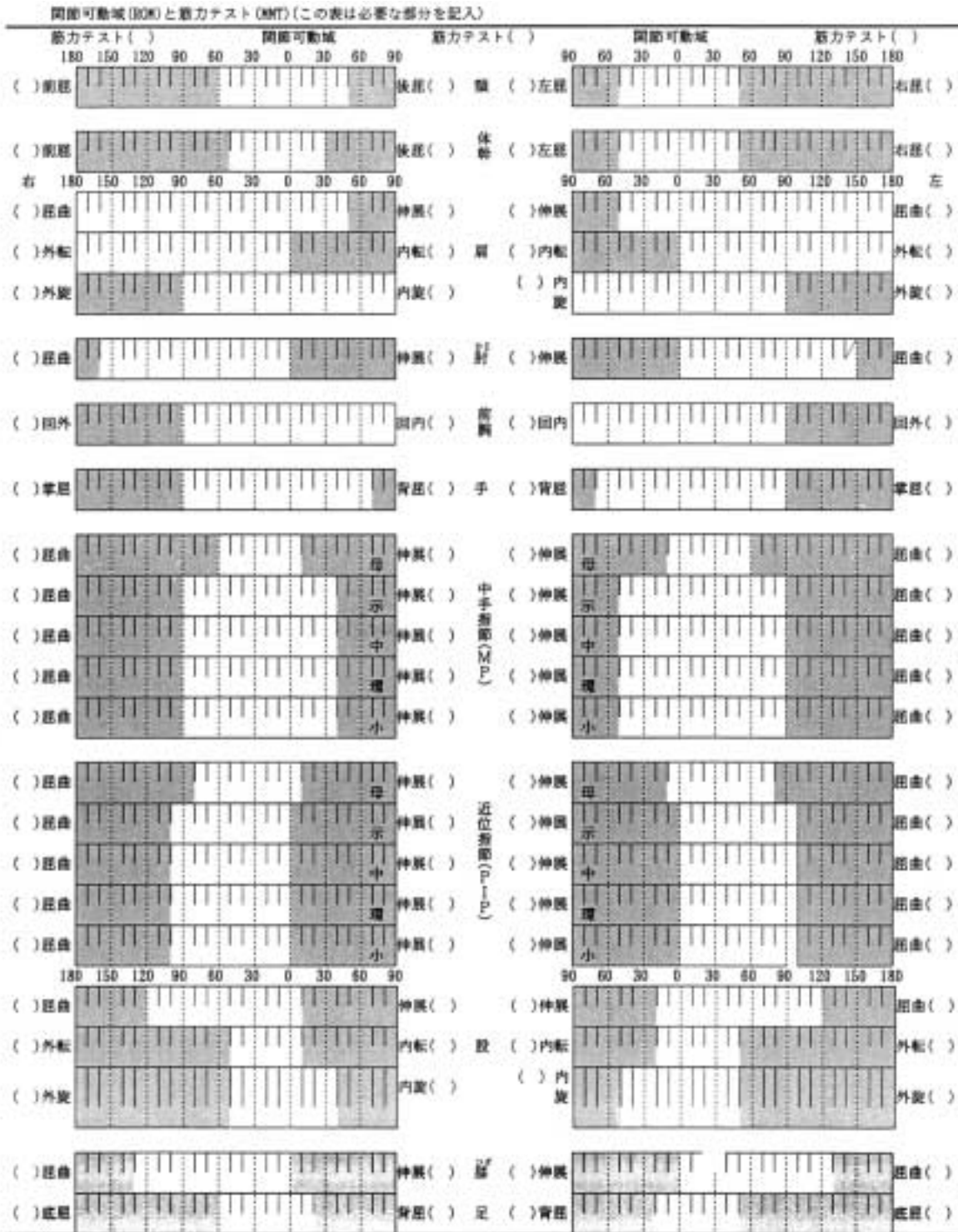
(3、4については、壁づたい、つえ、補装具等を使用しない場合での状況を記入すること)

5 動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、()の中のものを使う時はそれに○(下記 注参照)

寝返りする	洋式便器に座る	いすに腰かける	横座り	あぐら	正座
-------	---------	---------	-----	-----	----

	右	左	
新聞紙をつまむ			背中を洗う
丸めた週刊誌を握る			排泄の後始末をする
コップで水を飲む			かぶりシャツを着て脱ぐ
はしで食事をする			ズボンをはいて脱ぐ(自助具)
さじで食事をする(スプーン、自助具)			靴下をはく
字を書く			立つ(手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)
ブラッシで歯をみがく(自助具)			家の中の移動(壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)
顔を洗いタオルでふく			屋外を移動する(家の周辺程度)(つえ、松葉づえ、車いす)
タオルを絞る			二階まで階段を上って下りる(手すり、つえ、松葉づえ)
ひもを結ぶ			公共の乗物を利用する

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。



備 考

注:

- 1 関節可動域は、被動的な可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の表示は「←→」のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直位に波線(〃)を引く。
- 4 筋力については、徒手筋力テスト5段階により、表()内に×△○印(又は0~5)を記入する。
×印は筋力消失又は著減(筋力0、1、2該当)、△印は筋力半減(筋力3該当)、○印は筋力正常又はやや減(筋力4、5該当) (ただし、○印については、筋力正常もしくはやや減、又は4もしくは5の区別を明記する。)
- 5 (IP)の環指(IV)関節を指す。 6 DIPその他手の対立内外転等の表示は必要に応じて備考欄を用いる。
- 7 図中塗りつぶした部分は、参考的止常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示 (×)伸屈 伸屈(△)

備考 1 異常がある部位は全て記入すること。

2 手指の欠損部位を示す場合には、おや指については指骨関節以上その他の指については近位指節間関節を欠くか否かを明示すること。

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

シ その他の心電図所見

ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見(発作年月日記載)

4 活動能力の程度

(活動能力の程度と等級の関係)

ア 非該当 イ・ウ 4級相当 エ 3級相当 オ 1級相当)

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰返し必要としているもの

オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰返してアダムスストークス発作が起こるもの

5 人工ペースメーカー (有・無)
人工弁移植、弁置換 (有・無)

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳未満用)

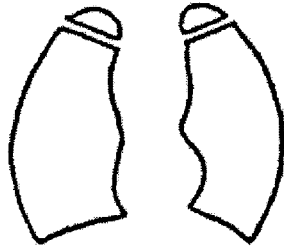
(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- ア 著しい発育障害 (有・無) オ チアノーゼ (有・無)
- イ 心音・心雑音の異常 (有・無) カ 肝腫大 (有・無)
- ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無) キ 浮腫 (有・無)
- エ 運動制限 (有・無)

2 検査所見

(1) 胸部エックス線所見(年 月 日)



心 胸 比

- ア 心胸比0.56以上 (有・無)
- イ 肺血流量増又は減 (有・無)
- ウ 肺静脈うっ血像 (有・無)

(2) 心電図所見

- ア 心室負荷像 [有(右室、左室、両室)・無]
- イ 心房負荷像 [有(右房、左房、両房)・無]
- ウ 病的な不整脈 [種類] (有・無)
- エ 心筋障害像 [所見] (有・無)

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見(年 月 日)

- ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 (有・無)
- イ 冠動脈瘤又は拡張 (有・無)
- ウ その他

3 養護の区分

(養護の区分と等級の関係)

(1) 非該当 (2)・(3) 4級相当 (4) 3級相当 (5) 1級相当

- (1) 6か月～1年ごとの観察 (4) 継続的要医療
- (2) 1か月～3か月ごとの観察 (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの
- (3) 症状に応じて要医療

じん臓の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

- 1 じん臓機能
- ア 内因性クレアチンクリアランス値 (ml/分) 測定不能
- イ 血清クレアチニン濃度 (mg/dl)
- ウ 血清尿素窒素濃度 (mg/dl)
- エ 24時間尿量 (ml/日)
- オ 尿所見 ()
- 2 その他参考となる検査所見(胸部エックス線写真、眼底所見、心電図等)
- 3 臨床症状(該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること。)
- ア じん不全に基づく末梢神経症(有・無) []
- イ じん不全に基づく消化器症状(有・無) [食思不振、悪心、おう吐、下痢]
- ウ 水分電解質異常(有・無) [Na mEq/l、K mEq/l
Ca mEq/l、P mg/dl
浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うっ血、
その他()]
- エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) []
- オ エックス線写真所見における骨異栄養症 (有・無) [高度、中等度、軽度]
- カ じん性貧血 (有・無) Hb g/dl、Ht %
赤血球数 $\times 10^4/\text{mm}^3$
- キ 代謝性アシドーシス (有・無) [HCO₃ mEq/l]
- ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧
/ mmHg
- ケ じん不全に直接関連するその他の症状 (有・無) []
- 4 現在までの治療内容
- (慢性透析治療の実施の有無(回数 /週、期間)等)
- 5 日常生活の制限による分類
(日常生活の制限の程度と等級の関係は概ね次のとおり
ア 非該当 イ 4級相当 ウ 3級相当 エ 1級相当)
- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されないもの
- イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの
- ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの
- エ 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

身体 cm 体重 Kg

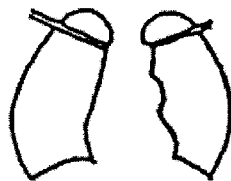
2 活動能力の程度

(活動能力の程度と障害等級との間には概ね次のような対応関係があるものとして、認定上の参考に用いる。なお、必ずしも一義的な関係にあるとは限らないので注意が必要。詳細については裏面を参照。 ア 非該当 イ・ウ 4級相当 エ 3級相当 オ 1級相当)

- ア 階段を人並みの速さで上れないが、ゆっくりなら上れる。
 イ 階段をゆっくりでも上れないが、途中休みながらなら上れる。
 ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。
 エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。
 オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。

3 胸部エックス線写真所見(年 月 日)

- ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
 イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
 ウ 線維化 (無・軽度・中等度・高度)
 エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
 オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
 カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能(年 月 日)

- ア 予測肺活量 ml
 イ 1秒量 ml

ウ 予測肺活量1秒率 % (= $\frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$)

(ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。)

5 動脈血ガス(年 月 日：可能な限りルームエア一下で測定すること。)

- ア O₂分圧： Torr
 イ CO₂分圧： Torr
 ウ pH :
 エ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分

オ 耳朶血を用いた場合：[]

カ ルームエア一での測定が困難な場合、その理由及び採血時の酸素投与量を記載すること。

6 その他の臨床所見

裏面

1 活動能力の程度と予測肺活量 1 秒量、動脈血ガス O₂分圧に不均衡がある場合について

活動能力の程度と予測肺活量 1 秒量（以下「指数」という。）及び動脈血ガス O₂分圧（以下「O₂分圧」という。）に不均衡がある場合は、呼吸器機能障害以外の原因が活動能力の低下に関与していないか慎重に検討する必要があります。もし、活動能力の低下を説明する他の原因がなく、指数、O₂分圧以外の検査で活動能力の低下を証明できるなら、その所見を診断書の現症欄等に記載してください（例えば労作時の O₂分圧（SpO₂でも可）等）。

2 指数と O₂分圧に不均衡がある場合について

換気機能障害を測るための指数と、ガス交換機能障害を測るための O₂分圧との間には、相当程度の相関関係があるのが一般的です。しかしながら、指数と O₂分圧のレベルに不均衡が生じる場合もあり、こうした場合には、指数の方が O₂分圧より誤差を生じやすいことにも配慮し、努力呼出曲線などの他のデータを活用したり、CO₂分圧や pH 値の数値も参考にし、総合的な障害等級の判断をお願いします。

なお、このように指数と O₂分圧に不均衡がある場合については、障害等級をどのような理由で判断したかについて記載いただくようお願いします（判断の根拠となった他の検査データがある場合は、そのデータの記載または添付をお願いします。）。

3 O₂分圧の検査について

認定基準に示された数値は、安静時、ルームエアー吸入時のものです。したがって診断書に記入するのはこの状況下での数値となりますが、ルームエアーでの測定が困難な場合は、その理由及び採血時の酸素投与量を記載してください。また、ルームエアーでの SpO₂のデータがあれば、参考となりますので併せて御記入ください。

公 告

熊本県公告第 925 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市荒尾字西貞尾 2764 番 12 及び同字東貞尾 3904 番 18
1,543.52 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市荒尾 1072 番地
井原元喜

熊本県公告第 926 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 12 月 5 日
- 2 名称
NPO 法人いのり
- 3 代表者の氏名
増田 敏幸
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市島崎七丁目 11 番 54 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、公営霊園と墓の実態調査、研究及び管理運営について提言する等の事業を行い、人口の都市一極集中並びに核家族化の進む中、墓に関する風習、文化の各地域や各家族間での伝承と公営墓地霊園及び墓の環境改善に寄与するものである。

熊本県公告第 927 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 12 月 5 日
- 2 名称
特定非営利活動法人山風華
- 3 代表者の氏名
坂田 和也
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市九品寺四丁目 9-3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、すべての人が地域社会の中でごく普通の生活ができるように、高齢者や障害を持った方に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進を図る活動により、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 928 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 12 月 6 日
- 2 名称
NPO 法人天草きぼうの家
- 3 代表者の氏名
川上 精一
- 4 主たる事務所の所在地

- 天草市本渡町本渡 1083 番地の 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して地域生活支援に関する事業を行い、精神保健福祉の知識の普及と啓発を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 929 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営鶴ヶ田台地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営鶴ヶ田台地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 12 月 25 日から平成 19 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 930 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（七ツ石地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 931 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ムサンプラザ
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 264 番地ほか
- 2 変更しようとする事項及び変更する年月日

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
駐車場の位置			平成 18 年 12 月 13 日
駐輪場の位置及び収容台数	48 台	100 台	
荷さばき施設の位置			
廃棄物の保管施設の位置及び容量	59 立方メートル	76 立方メートル	
駐車場の自動車出入口の数又は位置	5 か所	3 か所	

- 3 変更する理由
店舗面積の減少に伴う変更
- 4 届出年月日
平成 18 年 12 月 11 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 12 月 22 日から平成 19 年 4 月 22 日まで

熊本県公告第 932 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営花房中央地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営花房中央地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 12 月 25 日から平成 19 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第 933 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営加恵高島地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営加恵高島地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 12 月 25 日から平成 19 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第 934 号

県営上益城中央地区（上野工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 25 日から
平成 19 年 1 月 26 日まで
- 2 縦覧の場所 御船町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

訓 令

熊本県訓令第 53 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
出 納 局

熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 10 年熊本県訓令第 26 号）の一部を次のように改める。

題名中「行政情報化」を「高度情報化」に改める。

第 1 条中「行政情報化」を「高度情報化」に、「並びに電子計算機」を「、電子計算機」に、「管理」を「開発、運用及び管理並びに高度な情報セキュリティ対策」に改める。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 情報セキュリティ対策 情報の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) 所属 熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）別表第 1 の中欄に掲げる課（総室・室・センター）、熊本県地域振興局処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 37 号）別表の中欄に掲げる課、地域振興局を除く地方出先機関（熊本県庁処務規程第 2 条第 4 号の所属出先機関をいう。）及び熊本県出納局設置規則第 2 条各号に掲げる課であって電子計算機等を現に導入して管理し、運用し、又は今後導入しようとしているものをいう。

第 5 条を削り、第 4 条第 1 項中「部局の長」を「地域振興部長」に、「行政情報化」を「高度情報化」に改め、「、地域振興部長に提出し」を削り、同条第 2 項を削り、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「地域振興部長」を「知事」に、「行政情報化」を「高度情報化」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(高度情報化推進組織)

第 3 条 高度情報化の総合的かつ計画的な推進、電子計算機等の適正な開発、運用及び管理並びに高度な情報セキュリティ対策を講じるために、知事は、熊本県高度情報化推進本部を設置する。

2 熊本県高度情報化推進本部は、副知事を本部長とし、本部員については副知事が別に定める。

3 前 2 項に定めるもののほか、熊本県高度情報化推進本部の運営については、副知事が別に定める。

第 7 条を削り、第 6 条の見出しを「(電子計算機等の開発・運用・管理)」に改め、同条中「部局」を「所属」に、「地域振興部長」を「情報企画課長」に改め、同条ただし書を削り、同条第 3 号中「地域振興部長」を「情報企画課長」に改め、同条に次の 4 項を加え、同条を第 7 条とする。

2 所属の長は、前項各号のいずれかの検討を始めるに当たっては、情報企画課長と協議をしなければならない。

3 所属の長は、情報システムの開発、運用及び管理が効率的かつ適正になるように別に定めるところにより体制を整備して、開発しなければならない。

4 所属の長は、その所管に属する電子計算機等を効率的かつ適正に運用し、又は管理しなければならない。

5 情報企画監は、電子計算機等の開発、運用及び管理に関し、所属の長に対して技術的支援を行うことができる。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(実施計画の管理)

第 6 条 地域振興部長は、実施計画の策定及び推進に当たり、必要に応じて部局の長に指導、助言を行うことができる。

第 8 条を削り、第 9 条の見出しを「(情報セキュリティ対策)」に改め、同条中「長は、」の次に「別に定めるところにより」を加え、同条を第 8 条とする。

第 10 条第 1 項中「安全性について」の次に「別に定めるところにより」を加え、同条を第 9 条とする。

第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を削り、第 13 条を第 11 条とする。

附 則

この訓令は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

登載依頼

熊本県人事委員会訓令第 3 号

事 務 局

熊本県人事委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程を次のように定める。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程
熊本県人事委員会における高度情報化の総合的かつ計画的な推進、電子計算機、ネットワーク及び情報システムの適正な開発、運用及び管理並びに情報セキュリティ対策（高度情報化推進組織に関するものを除く。）に関しては、熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 10 年熊本県訓令第 26 号。第 3 条を除く。）の例による。

附 則

この訓令は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

熊本県議会訓令第 1 号

議会事務局

熊本県議会事務局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程を次のように制定する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県議会議長 松 村 昭

熊本県議会事務局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程

熊本県議会事務局における高度情報化の総合的かつ計画的な推進、電子計算機、ネットワーク及び情報システムの適正な開発、運用及び管理並びに情報セキュリティ対策（高度情報化推進組織に関するものを除く。）に関しては、別段の定めのあるものを除くほか、熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 18 年熊本県訓令第 53 号。第 3 条を除く。）の例による。この場合において、第 5 条及び第 6 条中「部局」とあるのは「議会事務局」と、第 7 条中「所属」とあるのは「熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和 36 年議会訓令第 1 号）第 2 条に掲げる課」と、同条第 1 項中「合議しなければならない」とあるのは「協議しなければならない」と、第 8 条、第 9 条及び第 10 条中「部局」とあるのは「議会事務局」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

熊本県労働委員会訓令第 2 号

労働委員会事務局

熊本県労働委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程を次のように定める。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程
熊本県労働委員会における高度情報化の総合的かつ計画的な推進、電子計算機、ネットワーク及び情報システムの適正な開発、運用及び管理並びに情報セキュリティ対策に関しては、別段の定めのあるものを除くほか、熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 10 年熊本県訓令第 26 号。第 3 条を除く。）の例による。この場合において、第 5 条中「部局の長」及び第 6 条中「各部局長」とあるのは「労働委員会事務局長」と、第 7 条中「所属の長」とあるのは「審査調整課長」と、同条第 1 項中「合議しなければならない」とあるのは「協議しなければならない」と、第 8 条、第 9 条及び第 10 条中「部局の長」とあるのは「労働委員会事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 27 号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 6 号（道路交通法第 94 条、第 101 条、第 101 条の 2、第 101 条の 2 の 2、第 104 条の 4 及び第 107 条の 7 に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

平成 18 年 12 月 14 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

- 1 の（4）の表に次のように加える。

（注）電磁的方法により記録された運転免許証の本籍又は氏名の変更の届出は、警察署では受付ができず、熊本県運転免許センターのみの受付となる。

熊本県道路公社告示第 1 号

松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札に参加する資格等について次のように定める。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県道路公社理事長 寺 嶋 建

- 1 一般競争入札に付する事項
件名及び数量
松島有料道路料金徴収業務及び道路パトロール業務 一式
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の 1 から 4 までに掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - 2 国税及び熊本県税の納税を怠っていない者
 - 3 経営状態が健全であると認められる者
 - 4 次のいずれかに該当する者で、料金徴収業務の管理・監督の経験が過去に通算して 1 年以上ある現場代理人を管理事務所に専任で配置できる者
 - ① 九州地域内（沖縄県を除く。）に本社、支店又は営業所を有し、道路整備特別

- 措置法（昭和 31 年法律第 7 号）に基づく他の会社又は地方道路公社等の有料道路若しくは道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく有料道路において過去 5 年間に 2 年以上の料金徴収業務経験を有する者
- ② 熊本県内に本社、支店若しくは営業所を有し、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条の規定に基づき都道府県知事に届出をした駐車場で、単位時間制により料金を徴収する駐車料金システムを採用する者（無人駐車機器等によるものを除く。）又は海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 3 条の規定に基づき一般旅客定期航路事業に係る国土交通大臣の許可を受けフェリー事業を現に営む者（海上運送法第 2 条第 10 項に規定する自動車航送業務を事業に含む者に限る。）のうち、次の全ての条件を満たす者（これらの者から過去 5 年間に 2 年以上の料金徴収業務を受託している者を含む。）
- ア 常勤職員 10 名以上
 イ 取扱台数 1 日当たり 500 台以上（過去 2 年間ににおける最大取扱台数）
 ウ 取扱金額 1 日当たり 50 万円以上（過去 2 年間ににおける平均取扱金額）
 エ 営業年数 5 年以上
 オ 資本金等 500 万円以上
- 3 一般競争入札参加資格を得るための申込み方法及び時期
- 1 申込みの方法
 道路公社が指定する一般競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添付のうえ、直接又は簡易書留郵便により提出するものとする。
 なお、提出した申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 2 申込書類の入手及び提出の場所並びに申込等に関する問い合わせ先
 熊本県道路公社総務課
 郵便番号 862-0950 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号
 電話番号 096-381-2717
- 3 申込等書類の受付期間
 平成 18 年 12 月 22 日から平成 19 年 1 月 19 日までの日のそれぞれの日（土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 4 一般競争入札参加資格の有効期間
 資格確認の結果を通知した日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 5 一般競争入札参加資格審査の結果通知
 参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により行う。

熊本県公営企業管理規程第 14 号

企 業 局

熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程を次のように制定する。

平成 18 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程

熊本県企業局における高度情報化の総合的かつ計画的な推進、電子計算機、ネットワーク及び情報システムの適正な開発、運用及び管理並びに情報セキュリティ対策に関しては、別段の定めのあるものを除くほか、熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 18 年熊本県訓令第 53 号。）の例による。この場合において、第 5 条及び第 6 条中「部局」とあるのは「企業局」と、第 7 条中「所属」とあるのは「総務課、経営課、工務課、発電総合管理所及び都呂々ダム管理事務所」と、同条第 1 項中「合議しなければならない」とあるのは「協議しなければならない」と、第 8 条、第 9 条及び第 10 条中「部局」とあるのは「企業局」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。